

## 「地方分権改革の推進に向けた研究会」の設置について

地方分権推進特別委員会

### 1. 趣旨

平成 5 年 6 月の衆参両院決議を起点とした四半世紀を超えるこれまでの取組みにより、機関委任事務の廃止や税源移譲、さらには農地転用や地方版ハローワーク等の権限移譲など、平成の時代において地方分権改革は着実に進展してきた。

一方で、「従うべき基準」等の必ずしも地域の実情に合致しない全国一律の規制により現場ニーズに即した運用判断自体が縛られる現状や、地域間の財政力格差の拡大、自由度の低い国庫補助金等、安全・安心な住民生活に責任を負うべき地域が自主性・自立性をもって地域課題に取り組むことができる環境の実現は道半ばである。

地方分権改革の基本理念は、「地域住民が主体的に参加する中で施策の取捨選択を行い、住民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現する」ことである。しかしながら、人口減少や超高齢化の急激な進展などを背景に、地域において福祉・医療や生活交通など基礎的な社会インフラを展開する上で、国の立法による規制が足かせとなっている状況も生まれてきており、地域の実情に根差し、自治の精神に基づいた立法や規制を制定する地方分権改革の前進が求められている。

こうした状況に加え、憲法改正に向けた議論喚起が国政レベルでなされている現状などを踏まえ、地域が直面する喫緊の課題解決に向けた処方箋を示すとともに、地域のあるべき姿を見据えた地方分権改革議論を喚起するため、以下のとおり研究会を設置する。

### 2. 研究会の設置

#### (1) 組織上の位置づけ

- ・地方分権推進特別委員会の下に設置する。

#### (2) 主な検討テーマ

- ・以下のとおりのテーマ設定とし、地方分権改革が目指す地域のあるべき姿について、憲法改正における議論とも関連しながら検討を行う。
  - ①自治立法権の拡充・強化による地方分権の確立  
(法律と条例の関係見直し、従うべき基準の撤廃 等)
  - ②国・地方の新たなパートナーシップ  
(分権型統治機構のあり方、立法過程への地方の関与、国と地方の役割分担、財政自主権 等)

#### (3) 委員構成

- ・民間有識者（7～8名）及び知事で構成し、全体で10～15名程度とする。
- ・知事委員は発案県知事及び関係委員会委員長を中心とし、議題に応じ全都道府県に出席意向を募る形とする。

#### (4) 成果目標

- ・住民サービス向上につながる具体的な地方分権手法の提言・実現
- ・個別事象の改善に留まらない、大胆な地方分権改革議論の喚起（対政府、対世論）

### 3. 研究会の運営スケジュール（予定）

令和元年 11 月	全国知事会議（研究会設置の報告） 第一回研究会開催 ※以降、研究会を継続開催
令和 2 年 6 月 以降	全国知事会議（提言報告書案の報告） 提言報告書最終まとめ 内閣府地方分権改革有識者会議（提言報告書による提言、意見交換） 以降、随時提言活動、メディア発信を実施